

ウラン及びトリウム（関税率表の番号で第26・12号、第2844・10号及び第2844・30号のうち、燃料加工又は同位体の濃縮に適する組成及び純度を有するものを除く。）の輸入に関する報告書の取扱いについて

輸入注意事項12第9号 (12.3.30)

改正①輸入注意事項12第162号 (12.12.26)

平成12年3月30日付け通商産業省告示第154号（ウラン及びトリウムを輸入した者が報告すべき事項を定める件）により、上記貨物を輸入した者が提出する報告書の取扱いについて下記のとおり定め、平成12年3月30日から施行します。

記

- 1 提出書類
輸入通関等実績報告書（別紙様式） 1通
- 2 提出先と受付時間 ①
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで（郵送も可）
（郵送先）
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号宛て
- 3 提出期限
輸入通関後1月以内（ただし、当日が休祝日の場合はその翌日）とする。ただし、本注意事項の施行日までに輸入通関した者については、平成12年5月1日までに提出すること。
- 4 報告対象
平成12年1月1日以降に輸入通関したもの

〔別紙様式〕①

ウラン及びトリウムの輸入通関等実績報告書

平成 年 月 日

経済産業大臣殿

住所

会社名

代表者記名押印又は署名

担当者名

電話番号

輸入貨物名 関税率表の番号	所在個所	化学的組成	輸入量	使用目的	輸出国名 (船積地域)	輸入通関 年月日

- (注) 1 「所在個所」欄には、貨物の最終納入場所（企業名、住所等）を記載すること。
 2 「化学的組成」欄には、例えば「U₃O₈」「ThO₂」と記載すること。
 3 「輸入量」欄に記載する単位は、「元素トン数（U又はTh）」とする。
 4 「使用目的」欄には、例えば「塗料」「セラミックス」と記載すること。
 5 用紙の大きさはA列4番横長とする。